



●自然災害等に備えて復旧計画を作成しましょう

農林水産省では、自然災害や家畜伝染病等のリスクに対する備えの意識や関心を高めてもらうことなどを目的に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP※(事業継続計画書)」フォーマットを作成しています。畜産経営の見直し、改善にも繋がる計画を作成してみましょう。



農業版BCP 農水省

※BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。

チェックリスト、農業版BCPのフォーマットは農林水産省ホームページに掲載しています

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト (一部抜粋)

質問内容	YES	NO	(NOの場合)の対応期限
地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか?			までに 対応
緊急事態時において一番優先して復旧を行う業務は決まっていますか?			までに 対応
電気・水道・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応を想定していますか?			までに 対応
畜舎や家畜に重大な被害があった場合に、重要業務への影響とその対応は想定していますか?			までに 対応
家族構成員や雇用者の欠員発生時に代替要員を確保できる体制になっていますか?			までに 対応
畜舎や搾乳機・飼料収穫機等の事業において不可欠な施設・設備や農業機械等が使用できなくなった場合の代替手段や復旧手段を確保していますか?			までに 対応
非常時における運転資金等のための手元資金の備えはありますか?			までに 対応
収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか?			までに 対応
家畜共済などの補償内容を理解するとともに加入していますか?			までに 対応
取引先・関係機関の連絡先・担当者等の重要情報はバックアップをとる等により、災害時でも活用できる状態になっていますか?			までに 対応



お申し込み、お問い合わせはお近くのNOSAIへ

- 県北支所 家畜課 TEL. 0186-84-8378
- 中央支所 家畜課 TEL. 018-874-7389
- 県南支所 家畜課 TEL. 0187-66-9113
- 本所 家畜課 TEL. 018-884-5232

▼管轄支所の確認はこちら



※令和8年4月より3支所体制となりました。

疾病傷害共済 (牛)

病気やケガの診療費を補償

飼養家畜が疾病や傷害により獣医師の診療を受けた際に、その診療費が補償されます。



●家畜の区分ごとに飼養する全頭を加入

家畜の区分	対象家畜
乳用牛	ホルスタイン種・雌、ジャージー種・雌など ※死亡廃用共済での「搾乳牛」と「育成乳牛」を合わせた範囲に相当
肉用牛	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、交雑種、ホルスタイン種・雄など ※死亡廃用共済での「繁殖用雌牛」と「育成・肥育牛」を合わせた範囲に相当

※子牛選択をする場合、出生直後(ただし、受精後240日を経過後)から対象になります。子牛選択をしない場合は6月齢から対象になります。

●補償期間は

掛金の納入があった日の翌日から1年間が補償の対象期間となります。

●共済金額とは

共済金額は、補償期間中の病傷事故による診療費の補てんの限度額です。共済金額は、補償開始時点で飼養している牛の共済価額(評価額の合計)を基に算出した病傷共済金支払限度額以下の金額を選択できます。

病傷共済金支払限度額 = 共済価額 × 病傷共済金支払限度率

●共済価額とは

共済価額 = 1頭ごとの評価額の合計額

1頭ごとの評価額は、家畜市場における取引価格を基礎に、月齢ごとに算出し、補償開始時点における月齢で評価します。

●支払共済金は

$\text{支払共済金} = \text{診療点数} \times 10\text{円} \times 9\text{割}$

※令和5年1月1日以降の初診から、NOSAIの家畜診療所の診療費は、診療点数×12円で計算されます。よって、NOSAIの家畜診療所を利用した場合、農家負担額は以下のとおりとなります。

$\text{農家負担額} = \text{診療点数} \times 12\text{円} - \text{支払共済金}$

※病傷事故診断書（カルテ）の内容が、病傷事故給付基準に適合しない場合、診療点数は認められず、支払共済金が減額されます。

●導入から2週間の事故は請求できません

家畜の導入から2週間は「待期間」となり、その間の事故は一部を除き共済金の請求ができません。ただし、共済加入者から共済加入者への異動により導入された家畜は待期間中であっても請求できます。また、2週間以内の事故であっても、導入後に発症したことが明らかな事故（骨折など）については請求できます。

●掛金は

$\text{共済掛金} = \text{共済金額（補償額）} \times \text{共済掛金率}$

※このうち国が掛金の半分を負担します。

共済掛金率は、家畜の区分ごと、加入方式ごとに定められています。共済金の支払いが少ない農家は掛金が安く、共済金の支払いが多い農家は掛金が高くなる危険段階別共済掛金率の制度をとっています。農家負担掛金が3万円以上になる場合は、分納することができます。また、掛金のほか事務費賦課金が加算されます。

●病傷事故が発生したときは

- ・速やかに獣医師の診療を受けてください。
- ・診療を依頼した獣医師を通じて、速やかにNOSAIへ通知してください。

●牛の異動があるときは

- ・牛トレーサビリティ情報の届出を速やかかつ確実に行ってください。
※生後1週間を超える牛の事故が発生した場合、トレサの照合が必要になります。
- ・異動により共済金額の変更を希望する場合は異動日から2週間以内にNOSAIへご連絡ください。

危険段階別共済掛金率の設定方法が変わりました（令和5年4月から）

変更ポイント1

掛金は、過去の共済金受取額に応じた金額になります。

掛金は、これまで選択する共済金額（補償額）によって変動していましたが、令和5年4月加入からは共済金額にかかわらず、過去の共済金の支払実績に応じた金額となります。これは、疾病傷害共済は自然災害の影響が小さく、農業者の飼養管理等が診療費に影響すると考えられることから、飼養規模が変わらない場合は、共済金の受取額も変わらないと見込まれることによるものです。

変更ポイント2

過去の共済金受取額以下の補償額を設定した場合、「掛金÷補償額」となります。

たとえば、過去の共済金受取額が50万円で、新年度の補償額を40万円に設定した場合、掛金は40万円（国負担額20万円／農家負担額は20万円）になります。

変更ポイント3

過去の共済金受取額以上の補償額を設定した場合、「掛金÷過去の共済金受取額」となります。

これまでは補償額を上げた場合、掛金も比例して高くなっていましたが、令和5年4月以降の加入では、過去の共済金受取額以上～最高補償額までの掛金は変わりません。ただし、共済金受取額が増えると翌年以降の掛金が高くなります。

令和5年4月以降の病傷共済掛金のイメージ

※掛金のうち、農家負担は半額（残りは国が負担）

